



鳥取県公報

平成18年 2月21日(火)
第 7 7 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (99 ・ 100) (西部総合事務所農林局)	1
	生活保護法による介護機関の指定 (101) (福祉保健課)	2
	基本測量の終了 (102) (管理課)	3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (103) (治山砂防課)	3

告 示

鳥取県告示第99号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 2月21日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 後 藤 巖 米子市淀江町淀江731

平成17年 1月25日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 石 倉 俊 男 米子市淀江町淀江836 - 2

平成17年 4月 1日就任 任期 1年

鳥取県告示第100号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 2月21日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理事 齋 鹿 哲 夫 西伯郡南部町浅井455
" 清 川 速 水 西伯郡南部町天萬561
" 宇田川 友 之 西伯郡南部町天萬640
" 三 原 篤 美 西伯郡南部町三崎160
" 内 田 茂 西伯郡南部町寺内366
" 小 谷 肇 西伯郡南部町天萬 5 - 4
" 加 藤 正 己 西伯郡南部町宮前368
" 小 林 弘 明 西伯郡南部町田住432
" 岩 田 有 司 西伯郡南部町諸木65
" 岡 田 篤 幸 西伯郡南部町高姫734
" 梅 原 常 光 西伯郡南部町御内谷899
" 高 岡 重 延 西伯郡南部町金田258
" 吉 村 得 敬 西伯郡南部町市山1156 - 4
" 赤 井 竹 章 西伯郡南部町朝金752
" 長谷川 正 吉 米子市青木586
" 田 子 良 雄 米子市上安曇368
" 鷲 見 肇 米子市大袋603 - 3
" 宮 倉 暹 西伯郡南部町境647
" 田 子 美紀雄 西伯郡南部町境246
" 佐 伯 豊 重 西伯郡南部町福成1115
監事 宮 倉 文 治 西伯郡南部町境949
" 岩 田 豊 西伯郡南部町諸木307
" 押 田 孝 美 西伯郡南部町井上495
" 香 田 和 郎 米子市下安曇71 - 3
平成18年1月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 清 川 速 水 西伯郡南部町天萬561
" 吉 持 義 正 西伯郡南部町田住141 - 2
" 梅 原 常 光 西伯郡南部町御内谷899
" 赤 井 昭 一 西伯郡南部町朝金1553
" 長谷川 正 吉 米子市青木586
" 田 子 美紀雄 西伯郡南部町境246
監事 三 原 篤 美 西伯郡南部町三崎160
" 岡 田 一 樹 西伯郡南部町市山848
平成18年1月27日就任 任期4年

鳥取県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53 - 2	グループホーム西園	東伯郡北栄町西園1142	認知症対応型共同生活介護	平成17年10月10日
南部町	西伯郡南部町法勝寺377 - 1	南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	通所介護	平成17年12月 9日
特定非営利活動法人和みの郷	鳥取市古海476	在宅支援はうす和みの郷	鳥取市立川町五丁目141 - 7	〃	平成18年 1月31日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社新田	米子市中島二丁目 1 - 46	ケアプランセンター新田	米子市中島二丁目 1 - 46	平成18年 1月31日

鳥取県告示第102号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年 2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業地域 八頭郡八頭町
- 3 終了年月日 平成17年11月11日

鳥取県告示第103号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成18年 2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 名称 賀露町北一丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市賀露町北一丁目1168 - 1	1号
鳥取市賀露町北一丁目1168 - 5	2号

鳥取市賀露町北一丁目1167 - 2	3号
鳥取市賀露町北一丁目1167 - 1	4号
鳥取市賀露町北一丁目1729 - 4	5号
鳥取市賀露町北一丁目1726	6号
鳥取市賀露町北一丁目1179	7号
鳥取市賀露町北一丁目1174	8号
鳥取市賀露町北一丁目1171	9号及び10号